

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第12条第4項	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新	指導予防課

- 1 審査基準は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第12条の2第2項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年1月26日政令第11号）第36条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年2月1日厚生省令第1号）第19条第5項において準用する第9条に適合すること。
- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。